

新居浜市・別子山村 合併協議会だより



第3回協議会

平成14年6月3日、新居浜市役所6階議員全員協議会室において開催されました。

報告案件

協議会規約第7条第1項第2号に規定する委員として、新居浜市議会議長及び副議長の交代に伴う委員の解職及び委嘱を報告しました。

解職した委員

山本 健十郎

近藤 司

委嘱した委員

藤田 若満

加藤 喜三男

協議案件

報告に引き続き協議項目として10件の協議案を提案しました。

協議第9号

合併の期日について

合併の期日を平成15年4月1日とする。

新年度から組織体制が確立され、効率的な行政運営が図られるとともに、年度区切りで住民

協議第10号

地域審議会を設置の取扱いについて

別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。

合併後10年間の地域振興が、

新市計画に基づき予定通り行われているかどうかチェックするとともに、将来実情に応じた計画変更についても審議し、答申する機関として設置することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第11号

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。

2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

継続協議となりました。

協議第12号

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。

2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合する。

別子山村の農業委員で選挙による委員であるもののうち2名は、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員



として引き続き在任するものとすることを提案しました。
継続協議となりました。

協議第13号

地方税の取扱いについて
地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度

に限り、不均一課税とする。
提案のとおり確認されました。

協議第14号

使用料、手数料等の取扱いについて
1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

提案のとおり確認されました。

協議第15号

公共的団体（補助団体を含む）等の取扱いについて
各種公共的団体（補助団体を含む。）等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の

段階で調整するものとする。

1 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

提案のとおり確認されました。

協議第16号

事業費補助金等の取扱いについて

事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

1 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。

2 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。

3 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
提案のとおり確認されました。

協議第17号

消防団の取扱いについて

1 合併時に新居浜市に統合するものとする。

2 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

3 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
提案のとおり確認されました。

協議第18号

慣行の取扱いについて

1 市章
新居浜市の市章を用いるものとする。

2 名誉市民制度等

名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。

3 市民憲章等

新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。

4 市の歌

新居浜市の歌を用いるものとする。

5 市花・市樹

新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

提案のとおり確認されました。

ゆらぎの森

ゆらぎの森は、赤石連山の四季折々の景色が望める絶景の場所に位置し、都市と村との交流を通じ、山村の生活風土や自然環境保護の重要性を楽しく遊びながら学ぶことの出来る施設です。公園内は、交流の場として活用できる「ゆらぎ館」と「巨大パーゴラ」、昔ながらの生活用具の製作等体験が出来る「体験学習館」、森林浴や自然観察ができる森林公園、山野草や椎茸の栽培体験ができる「山野草園・椎茸園」などの施設が整っています。



銅山川のおう穴

別世界に入り込んだような錯覚に思わず息をのむ、銅山川の秘境地帯です。さまざまな形の岩が作り出す甌穴の群集は、長い時をかけて自然が作り出した芸術といえます。



平家谷「蛇淵」

沿革

元禄4年(1691年)銅の鉱脈が発見され、別子銅山として世に名高く、住友企業発祥の地、新居浜市発展の母となり明治の隆盛時は1万人以上の人口がある鉱山町でしたが、住友の閉山(昭和48年)以降は陸地部では日本第2の寒村となっています。

由来

別子銅山が発見されるまで、瓜生野(ウリウノ)村と称され、銅山川も徳島県山城町に注ぐため山城川と呼ばれ、村の氏神山城社があります。別子は元来、新居浜市上南東部を指し、奈良朝に「御村分君(ミムラワケギミ)」が立川で鉱山を経営していました。この別君(ワケギミ)の下で働く子分たちを別子(ワケノコ)と言っていました。ベツと音読み、銅山が盛える頃、別子の奥にある山村であることにより「別子山村」と称されるようになったとの説があります。

アケボノツツジ ツガザクラ



ふるさと館

美しい自然の中で、ふるさと別子山村の歴史と文化を学んでもらおうと建設されたふるさと館。銅山の歴史をたどることができるフォトパネルや銅製造工程パネル、ヘルメットやかなづちなどの器具や美しい鉱石、そして別子山村の物産品なども数多く展示してあります。





中七番

澄みわたる高原の風に吹かれて白樺並木を抜けると、一面に咲き乱れる中七番のアヤメに出会います。紫の香気を放ち、りんと咲き誇る花の美しさに時を忘れてしまいます。



旧別子歓喜坑

別子銅山系のうち、最初に採掘されたのがこの歓喜坑です。苦心の末、探し当てた鉱脈の素晴らしさに人々が歓喜する声が響いてきそうです。

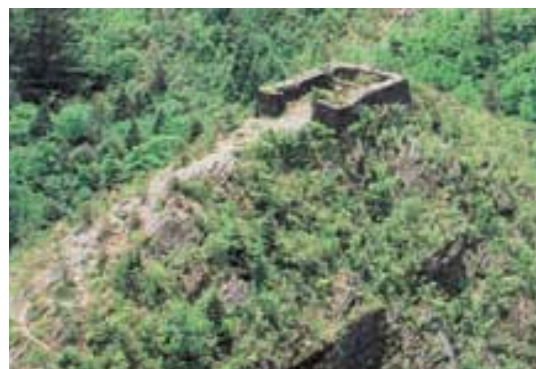


南光院

銅山川渓谷の美しい自然の中にある南光院は、銅山で働く人たちの信仰の中心でした。坑夫たちを守り、家族の祈りを受け止めてきた寺院は、力強く優しい母の面影をたたえて山里にたたずんでいます。

旧別子銅山跡

別子銅山が約280年もの繁栄の歴史に幕を降ろしたのは昭和48年のことでした。今も村には数多くの坑道跡、建造物の遺構などが残されており、当時の面影を語り続けています。



筏津山荘

筏津地区の村営観光センター筏津山荘には、山里の美味が満載。目の前の清流銅山川で採れたアマゴ、ニジマス料理や、春は山菜、秋にはマツタケをたっぷり使った香り高い料理などを楽しむことができます。こんびら大滝の水の落ちる音を耳に、そして大自然のナチュラルカラーを目にしながらの憩いのひとときは、きっと思い出に残るものに……。別子山村の情報発信基地ともなっている宿泊施設です。

どうして今、市町村合併なの？

～市町村を取り巻く潮流～

参考：「市町村合併研究会報告書」(平成 11 年 5 月 24 日)



住民の日常生活圏の拡大

交通・情報通信手段の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えてますます拡大しています。同時に行政サービスの提供を広域化することも可能になっていきます。これに併せて市町村の行政体制を見直し、可能な限り拡大することが求められています。

少子・高齢化の進展

0歳から14歳までの年少人口の割合は年々減少し、1995年に16%だったのが、2025年には13%まで減少することが見込まれています。これに対し、65歳以上の老年人口の割合は、1995年の15%から、2025年には27%まで増加することが予想されます。

このような少子・高齢化の進展は、特に中山間地などにある小規模市町村への影響が大きく、行政体制の再検討をしなければ、行政サービスのレベルの維持を図ることが困難になると想定されます。特に、福祉サービスなど、高齢社会に対応してより充実化が求められる行政分野については、従来の市町村の単位では、適切な対応が難しい状況になりつつあります。

地方分権の推進

地方分権がいよいよ実行の段階となり、自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスの提供は各地域で責任をもって選択されることが求められます。そのためには、個々の市町村の自立・体制整備が必要になってきます。

これからは、個々の市町村において、政策を立案し、住民に分かりやすく説明することや、選択・実施される施策を裏付けるだけの税財源を充実することが求められます。



国・地方を通じた財政の著しい悪化

地方の借入金残高は1999年度末で約176兆円、国・地方を合わせた債務残高は、約600兆円(対GDP比121%)にのぼっています。

一般的に小規模市町村ほど税財政基盤は弱いのですが、合併により基盤を強化し、少子・高齢社会の中においても、基幹的な行政サービスの提供に支障がないようにすることが望まれます。

市町村合併の メリットって

例えば以下のような利点があります。

住民サービスの維持、向上

市町村の規模が大きくなると、福祉、保健、土木、建築などの分野で、従来採用が困難であったり、十分に確保できなかった専門職の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスに提供が可能になります。

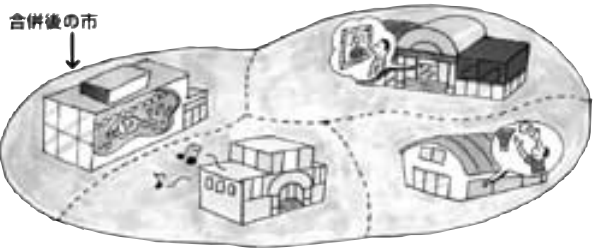
小規模市町村では設置困難な都市計画、国際化や情報化などを担当する専任組織・職員を置くことが可能になり、より多様な行政施策の展開が可能になります。



地域づくり・まちづくりの広域化

広域的な視点に立った道路や公共施設の整備、土地利用などにより、まちづくりをより効果的に実施することができるようになります。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的に調整したり取り組んだりする必要のある課題について、施策を有効に展開できるようになります。



行財政の運営の効率化とその基盤の強化

総務・企画などの管理部門の効率化が図られ、サービスや事業を直接行う部門などに職員が相対的に多く配置されるとともに、職員数を全体的に少なくすることができ

広域的な観点から、スポーツ施設・文化施設等の公共施設を効率的に配置することができ隣接地域の中での類似施設の重複が避けられるようになります。

地域審議会とは？

今回の改正により、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に地域審議会を置くことができるようになりました。

地域審議会は、新市町村における関係区域に関する事務に関して、合併市町村の長の諮問に応じて、また必要に応じて、意見を述べることになります。

また、合併市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見や意見を聞かなければならぬこととされまし



市町村の合併とは、市町村の廃置分合(合体、編入、分割、分立)のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少(市町村の法人格の消滅)するものです。

合併の形態は、新設合併(いわゆる対等合併)と編入合併(いわゆる吸収合併)に分けられます。新設合併は、A町とB町を廃し、その区域をもってC町を設置するような場合をいいます。編入合併は、図のように、D町を廃し、その区域をE町に編入する処分がこれにあたります。

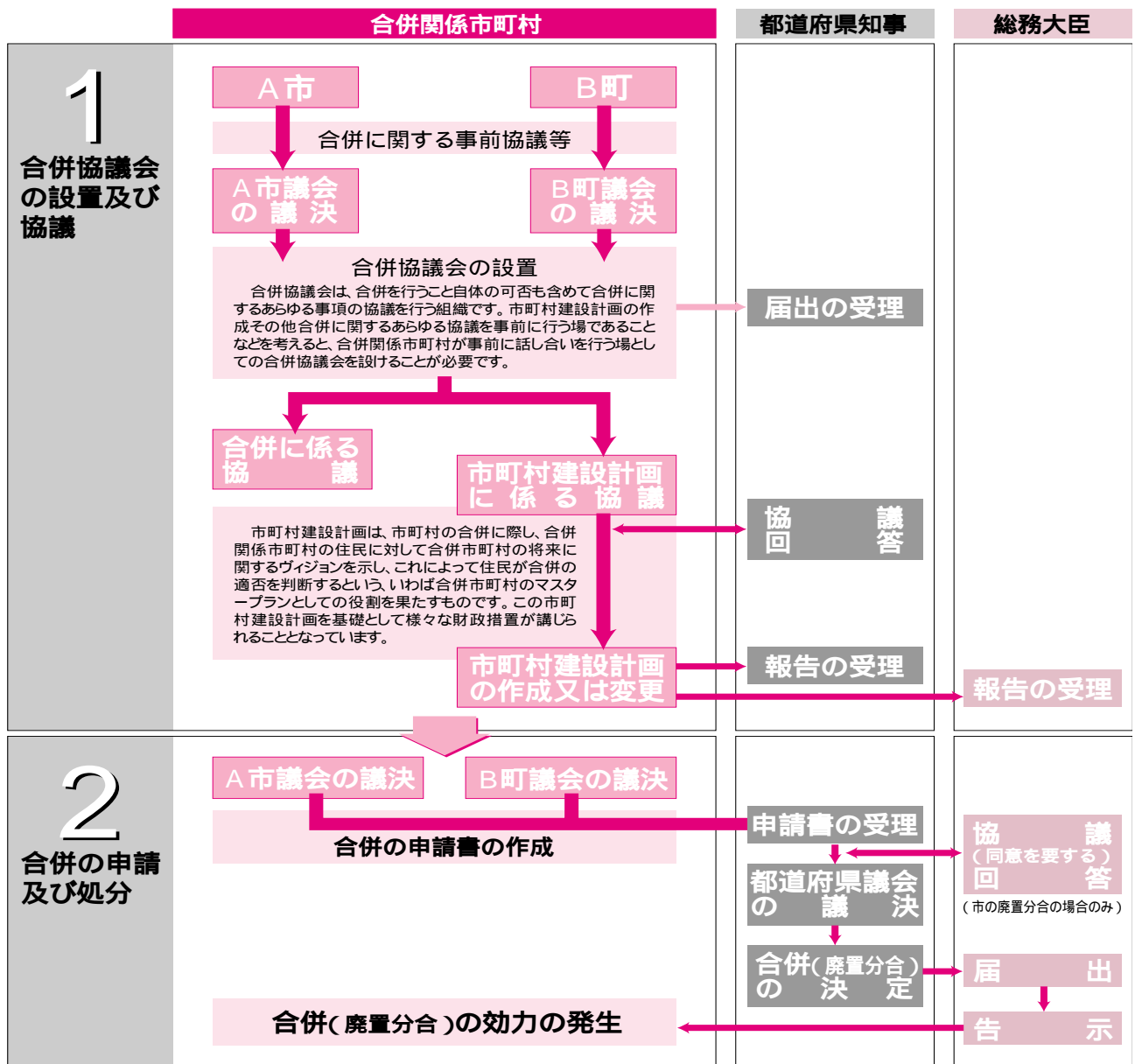
なお、市町村の合併によりその区域の全部または一部が合併市町村の区域の一部となることが予定されている市町村を合併関係市町村と呼び、合併によってできた市町村を合併市町村と呼びます。

合併の手続きって どうなるの



市町村の合併に至るまでの手続きは図のようになっています。

市町村合併の手続きの概要



会議結果については事務局で公開するとともに、今後はホームページでも公開してまいります。また、会議は原則公開としておりまして、傍聴もすることができますので、よろしければおこしください。